

## 由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金交付要綱

令和8年4月1日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市外出身等で転入した者のうち、住宅を取得し居住しようとする若年者に対し、予算の範囲内で、由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、本市への若者の定住を促進に資することを目的とし、その交付については、由利本荘市補助金等の適正に関する条例(平成17年由利本荘市条例第53号)、由利本荘市財務規則(平成17年由利本荘市規則第40号)及び由利本荘市補助金等の適正に関する条例施行規則(平成17年由利本荘市規則第41号)によるほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市外出身等 令和5年3月31日以前の期間において、本市(市町村合併以前を含む)への住民登録期間が、1年未満であること。
- (2) 新築住宅 新たに建設された住宅であって、建設工事の完了から1年以内で、かつ、過去に居住者のいない住宅(建売住宅を含む)
- (3) 中古住宅 新築住宅の要件に該当しない住宅

### (補助対象住宅)

第3条 補助対象住宅は、市内に定住するために令和8年4月1日以降に建築又は購入に係る契約をするものであって、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自己の居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上の新築住宅又は中古住宅
- (2) 購入の場合においては、購入前の住宅所有者が、申請者及びその世帯員の3親等以内の親族となっていない住宅
- (3) 申請者の所有物件として、令和11年3月31日までに不動産登記法(平成16年法律第123号)に定める建物の所有権保存登記又は所有権移転登記(以下、「各所有権登記」という。)がされている住宅
- (4) 申請者が主たる所有者(共有物件において、他の共有者に比して同率以上)となる住宅

### (補助対象者)

第4条 補助の対象者は、次に掲げる各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市外出身等であって令和5年4月1日以降に本市に住民登録している又はしようとする者であること。

- (2) 市内に定住するために、本市に住民登録した日から3年以内に、補助対象住宅の建築又は購入に係る契約（以下、「住宅取得契約」という。）を締結し、第3条第3号に規定する各所有権登記を行えること。ただし、令和5年度中に転入した者は、住民登録した日から4年以内に行えること。
- (3) 第3条第3号に規定する各所有権登記の受付日時点又は受付年月日より30日以内に補助対象住宅の所在地に住民登録していること。
- (4) 第7条の申請日において、補助対象住宅の所在地に住民登録していること。
- (5) 住宅取得契約を締結した時点において、40歳未満であること。
- (6) 補助対象住宅の所在地に住民登録後、継続して5年以上居住することを誓約できること。
- (7) 由利本荘市納税等に係る公平性の確保に関する条例（平成25年由利本荘市条例第8号）第2条及び第4条並びに由利本荘市納税等に係る公平性の確保の特例に関する規則（平成28年由利本荘市規則第34号）第2条および第4条の規定による制限措置に該当しないこと。
- (8) 申請者及びその世帯員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと。
- (9) 申請者及びその世帯員が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める保護を受けていないこと。
- (10) 申請者、その世帯員及び補助対象住宅の他共有者が、本補助金、由利本荘市移住支援金及び令和8年4月以降に由利本荘市定住促進奨励金を受給していないこと。
- (11) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理に関する特例法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。
- (12) 補助対象住宅の所在地の町内会、自治会等へ加入し、地域活動に協力する意思をもっていること。
- (13) その他市長が交付対象者として不適当と認めた者でないこと。

#### （補助対象経費）

第5条 第3条に規定する補助対象住宅の取得に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）とする。

- 2 前項において、併用住宅（一建物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所、賃貸住宅その他の業務の用に供する部分が併存している住宅をいう。）については、自己の居住の用に供する部分の取得に係る経費とする。ただし、当該住宅が中古住宅であること等により、居住用部分の取得に係る経費を明確に区分することができないときは、当該住宅の取得に係る経費を住宅部分とそれ以外の部分の面積案分により算出することができるも

のとする。

- 3 前2項において、住宅を同一世帯員と共同取得する場合にあっては、申請者の持分を住宅取得経費に乗じた額を補助対象経費とする。

(補助金の額及び交付限度)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に5分の1(取得する住宅が空き家バンク登録後1年以上経過している住宅の場合は3分の1)を乗じて得た額とし、住宅取得契約を締結した日において、30歳未満の者の場合にあっては100万円、40歳未満の者の場合にあっては50万円を限度とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 補助金の交付は、1回限りとし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 申請者は、各所有権登記の受付年月日から3ヶ月以内に、由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 住民票の謄本(取得した住宅所在地のもので世帯全員、続柄の記載されたもので発行から3か月以内のもの)
- (3) 申請者が市外出身等であることを証明する書類(申請者の戸籍の附票、住民票除票等)
- (4) 補助対象住宅の工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (5) 補助対象住宅を取得した際の領収書等の写し
- (6) 補助対象住宅の建物の登記事項証明書
- (7) 住宅の位置図、配置図及び各階の平面図(併用住宅については、自己の居住の用に供する床面積及び店舗部分等の床面積の内訳が分かるもの)
- (8) 事業の実施内容が分かる写真及び完了が確認できる写真
- (9) 外国人移住者については在留カードの写し(表・裏)
- (10) 写真付き身分証明書の写し(提示により本人確認できる書類)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付又は不交付を決定して由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知し、交付決定を受けた者に助成金を交付するものとする。

- 2 前項の規定による交付決定後、請求書不備等により支払が完了せず、かつ、事務手続き

上、定めた期限までに、連絡及び確認ができない場合、当該申請は取り下げられたものとみなし、その場合において、交付決定はなかったものとみなす。

(調査)

第9条 市長は必要であると認めた場合は、補助対象事業の遂行状況について、適切に実施されたかどうか等を確認するため、実地調査等行うことができる。

2 補助金交付後、定住状況等について、調査することができる。

(交付決定の取り消し・補助金返還)

第10条 市長は、第8条の規定により補助金の交付を決定した者が次の各号に掲げる区分のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金交付決定取り消し通知書(様式第4号)により通知し、既に補助金が交付されているときは、由利本荘市若者定住促進住宅取得支援事業費補助金交付決定返還請求書(様式第5号)により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ①虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたことが明らかになった場合
- ②この要綱に規定する補助対象の要件を満たさなくなった場合
- ③交付後、補助対象住宅を5年以内に取り壊し、貸与、又は売却した場合
- ④補助対象住宅の所在地に住民登録した日から起算して3年未満で転出した場合
- ⑤その他、市長が不相当と認めた場合

(2) 半額の返還

補助対象住宅の所在地に住民登録した日から起算して3年以上5年未満で転出した場合

(実施期間)

第11条 補助事業の実施期間は、令和12年3月31日までとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。